

学習用コンピュータ持参のお願い

本校では、授業や家庭学習などの教育活動全般で、一人1台のコンピュータを活用します。

つきましては、初回の授業までに次の仕様を満たすコンピュータを準備し、原則として毎日学校に持参してください。

なお、既にこの仕様を満たすコンピュータを所有し、学校に持参することが可能な場合は、新たに端末を購入する必要はありません。

1 コンピュータの仕様について

OS	Microsoft Windows 10以上
CPU	Intel Celeron 同等以上
ストレージ	64GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	9～14 インチ
キーボード	あり
バッテリー	8時間以上
タッチパネル	対応
カメラ機能	インカメラ：必要、アウトカメラ：必要
Office	Microsoft Office
外部接続端子※	USB×1以上 (※Wi-Fi学校契約の場合 USB TypeA×1 必要)

※ 広島県教育委員会では、非課税世帯等を対象にICT機器調達費用を支援（給付）する奨学金制度（広島県高等学校等学びの变革環境充実奨学金）を設けています（申請受付：7月以降）。この奨学金の申請に当たっては、購入した端末等の内容及びその金額の内訳が分かる書類（レシート等）が必要となりますので、令和6年度の申請の有無に関わらず、レシート等は卒業するまで大切に保管しておいてください。

また、家電量販店等でポイントを利用して端末を購入した場合、この奨学金の申請においては、ポイント利用分は値引扱いとなり購入経費から差し引くこととなりますので、御注意ください。

2 Wi-Fiルーターについて

家庭でのオンライン学習を目的として、広島県の県立学校で一括して契約を締結します。（本校では、すでに環境が整っているため御契約のルーターを学校で使用する予定はありません。また、寮についてもWi-Fi環境は整備されております。）

御加入を希望される方は、合格発表の際にお渡しする入学書類一式の中に申込用紙を同封しますので、入学予定者登校日に御提出ください。

学校契約のWi-Fiルーターとコンピュータを有線接続する際には、USB TypeAの端子が必要となりますのでご確認ください。

※ この契約では料金が割安となっていますが、学習以外でのデータ通信は想定していません。御家庭において学習以外の目的でも使用される予定があれば、すぐにでも上限を超える可能性がありますので、別途、個人で各通信キャリアと契約されることをお勧めします。

こうとうがっこうとうまな へんかく
高等学校等学びの改革
かんきょうじゅうじつしょうがくきん
環境充実奨学金

給付
7月電子申請



生徒用コンピュータ等を保護者負担で購入等する費用を支援する制度です。

手続

毎年、**対象者のみ**申請手続が必要となります。
申請方法等については、**7月頃**にお知らせする予定です。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- 広島県内の国公立私立高校等※に在学している生徒
※高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び高等専門学校
- 学校の指示により生徒用コンピュータ等を保護者等の負担で購入等している生徒
- 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税※の世帯**

※年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満となります。

支給額

保護者等が負担した生徒用コンピュータの購入費用及び通信費等を対象経費とし、対象経費を修業年限(高校等の卒業までの年数)で除した額を年1回支給します。

上限額	修業年限が3年(全日制)の場合	35,000円/回(年)
	修業年限が4年(定時制)の場合	29,500円/回(年)



Q & A

もともと所有していた機器等を使用する場合、その購入費用等は支給対象となりますか。

答え

学校から購入等を指示される前(高校等に合格する前)に所有していた生徒用コンピュータ等の購入費用等は、**原則として支給対象となりません**。この場合、高校の在学中に必要な通信費とソフトウェア等の費用が支給対象となります。

機器を一括払で購入した場合も毎年申請し、毎年度支給されるのですか。

答え

はい、**3年間(全日制の場合)の分割で支給**します。非課税世帯の要件を満たすかどうかを毎年確認し、機器等の購入状況からその年の支給額を決定するため、申請書類は**毎年提出**していただく必要があります。

生活保護等から機器の購入費等の支援を受けた場合は、どうなりますか。

答え

対象経費の全額について、生活保護費や特別支援教育就学奨励費など他制度から支援を受けた場合は、**重複して支援を受けることはできません**。対象経費の一部のみ他制度から支援を受けた場合は、残りの対象経費をこの奨学金から支援します。

レシート等をいつまで保管しておく必要がありますか。

答え

レシート・領収書等がないものについては、支給対象とすることができません。生徒用コンピュータ等を購入した際のレシートや領収書等は、**高校等を卒業するまで**無くさないように保管してください。

支給を一度受けた場合はその翌年度以降も必ず支給されるのですか。

答え

毎年7月1日時点の課税状況などを確認するため、**毎年申請**する必要があります。そのため、保護者等の収入状況等によっては、支給対象であった場合でも翌年度以降は対象外となる場合もあります。

コンピュータ等の購入前にこの奨学金が支給されることはありますか。

答え

購入等した生徒用コンピュータ等のレシート・領収書等が必要になりますので、**購入等する前に支給を受けることはできません**。事前に購入資金の支援が必要な場合は、入学準備金等の貸付けを申請することを検討ください。